

令和6年度電子制御装置整備の 整備主任者等資格取得講習の実施について

(一社)千葉県自動車整備振興会 教育部

今般の道路運送車両法等の改正により、令和2年4月1日より、「特定整備」制度が導入されることになりました。新たに認証が必要となる整備又は改造（電子制御装置整備）を行う事業場の整備主任者（一級小型自動車整備士を除く）を選任するためには、国土交通大臣が定める講習を修了することが必要となります。

つきましては、電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習を実施することとしましたので、ご案内します。ご希望の方は、下記要領により申込みされますようお願いいたします。

このご案内は、既に実習講習を修了された方（免除される方）が対象です。

1. 日程等

実施日	申込期限	募集定員	開催場所
令和6年5月20日(月)	令和6年5月10日まで	40名	千葉県自動車会館
6月10日(月)	5月31日まで	40名	千葉県自動車会館
7月16日(火)	6月28日まで	40名	千葉県自動車会館
9月13日(金)	8月30日まで	40名	千葉県自動車会館
10月10日(木)	9月30日まで	20名	野田支所
11月11日(月)	10月31日まで	20名	袖ヶ浦支所
12月19日(木)	11月29日まで	40名	千葉県自動車会館
令和7年2月10日(月)	令和7年1月31日まで	40名	千葉県自動車会館
3月10日(月)	2月28日まで	40名	千葉県自動車会館

※申込期間内であっても定員になり次第締め切らせていただきます。

2. 講習時間・・・14:00～14:30 受付

14:30～15:30 学科講習（自動車特定整備に関すること）

16:00～16:30 試問

講習の修了基準：(筆記試験、正答率80%以上)

3. 開催場所・・・千葉県自動車会館（千葉市美浜区新港 156）

野田支所（野田市上三ヶ尾 207-21）

袖ヶ浦支所（袖ヶ浦市長浦 580-81）

4. 申込方法・・・申込期間中に、「受講申請窓口 申込先一覧」にあるご希望の実施日の[申込先]より、電子申請をして下さい。その際、次の書類を揃え申込時に添付ファイルとして送信して下さい。

① 自動車整備士の合格証書の写し又は、整備士手帳の写し[※]等

※ 整備士手帳の写しの場合には、氏名、生年月日、自動車整備士資格がわかる部分の写しを用意してください。

② 写真（無帽・無背景で撮影し、縦 600×横 450pixel 以上の解像度があるデータ）

③ 実習受講証の写し^{※1}または、整備主任者技術研修を修了している証の写し^{※2}

※1 支局長認定機関が交付する受講証の写しを用意してください。

※2 実習講習が免除になる研修は次の整備主任者研修です。

令和2年度又は3年度の整備主任者技術研修（小型編）

令和4年度又は5年度の整備主任者技術研修（大型編）

当該研修を修了している証は、当会が整備主任者等資格取得講習（実習講習）を含む内容として実施した整備主任者技術研修に限ります。また、修了している証が、整備士手帳の写しの場合には、氏名、生年月日、研修を修了していることがわかる部分の写しを用意してください。

★申請内容を確認後、受付メールまたはFAXにより確認書を返信させていただきます。
返信がない場合にはお手数ですが、お問合せください。

5. 受講資格・・・整備主任者等資格取得講習（実習講習）が修了している者であって、以下に記載したいずれかの者

① 整備主任者に選任されている者

② 次に掲げるいずれかの自動車整備士の技能検定に合格している者

・二級ガソリン自動車整備士 ・二級二輪自動車整備士

・二級ジーゼル自動車整備士 ・自動車電気装置整備士

・二級自動車シャシ整備士 ・自動車車体整備士

6. 受講料・・・1,000円（テキスト含む、税込）

7. 携行品・・・筆記用具（鉛筆またはシャープペンシル、消しゴム等）、整備士手帳

8. 備考・・・1級小型自動車整備士の方は電子制御装置整備の整備主任者資格者となりますので、この講習を受講する必要はありません。

※研修会場内は **マスクの着用** にご協力ください。

◎講習に関するお問合せ先（一社）千葉県自動車整備振興会 教育部

電話 043-241-7247 へお願いします。